

令和8年度 消費者向け糸島市商工会プレミアム付【電子商品券】事業 加盟店舗募集要領

1 発行の目的

物価高騰の影響を受けた地域内消費を喚起し、市内商工業の振興及びキャッシュレス決済の普及を図り、地域経済を活性化することを目的として、消費者向けプレミアム付【電子商品券】を販売します。

2 商品券について

- (1) 名称 「いとしま Pay」
消費者向け糸島市商工会プレミアム付【電子商品券】(以下「商品券」という)
- (2) 発行者 糸島市商工会
- (3) 発行額 9億1千万円(プレミアム分2億1千万円含む)
- (4) 発行口数 140,000口
- (5) 販売価格 1口5,000円
※プレミアム分は30%(1口1,500円分)
※全加盟店舗共通券*1(2,500円分)、中小加盟店舗専用券*2(4,000円分)のセットで販売
(中小加盟店舗専用券は売り場等の面積が500㎡以下の店舗でのみ使用できます。)
- (6) 購入可能額 1人当たり最大20口まで
※申込状況によっては購入可能額が変更される可能性があります。
- (7) 予約申込期間 令和8年4月1日(水)午前9時～令和8年4月15日(水)午後5時
- (8) 販売の期間及び方法 販売額を超える予約申し込みがあった際は、購入可能額を引き下げる

<1次販売>

令和8年4月24日(金)午前10時～令和8年4月30日(木)午後23時59分

※当落通知：令和8年4月23日(木)午前10時

※購入可能額を引き下げ、令和8年5月1日(金)時点で未販売分がある場合、予約申込者を対象に再度販売を行う

<2次販売>

1次販売で残が出た場合は、令和8年6月1日(月)午前10時～売り切れるまで(予定)

(9) 使用期間 令和8年5月1日(金)から令和8年10月31日(土)23時59分まで

(10) 販売対象者 一次販売：糸島市内に住所を有する者

二次販売(一次販売で販売残がある場合のみ実施)：糸島市内に住所を有する者で新規購入者又は一次販売時に購入可能額20口まで購入していない者

※但し、申込・利用についてはスマートフォンが必要。

(11) 販売方法 スマートフォンで専用アプリから抽選申し込みを行う。当選者は、スマートフォンで専用アプリから全国のコンビニやクレジットカード等で入金し、商品券を購入。

*1 全加盟店舗共通券：大型加盟店舗、中小規模加盟店舗両方で使用できる商品券

*2 中小加盟店舗専用券：中小規模加盟店舗のみで使用できる商品券

*3 売り場等の面積：小売店舗の用に供する床面積（休憩室、便所、事務室等は除く）

3 商品券の使用制限

- (1) 現金との引換えは出来ません。
- (2) 商品券の交換又は売買は出来ません。
- (3) 商品券の使用対象にならないものは下記のとおりです。
 - ①出資や金融商品の購入（株式、債券等）
 - ②商品券、切手、印紙、プリペイトカード等の換金性の高いものの購入
 - ③たばこ、地域指定ごみ袋
 - ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入及び事業用資産のリフォーム
 - ⑤国や地方自治体への支払い
 - ⑥債務の支払い（電気、ガス、水道料金、振込手数料等）
 - ⑦土地及び家屋の購入、家賃、地代及び駐車場等の不動産に係る支払い
 - ⑧風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業に係る支払い
 - ⑨特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑩医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品含む）
 - ⑪商品券の使用期間開始前に提供された商品又はサービスに対する支払い
 - ⑫対価を得て行われる取引にあたらぬ寄附金等の支払い
 - ⑬本事業の目的（消費喚起等）にそぐわない支払い

4 加盟店舗の登録資格

糸島市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（1）から（4）に該当する事業者を除いたもので、糸島市内の店舗、事務所等に関し加盟店舗として登録できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 上記「3 商品券の使用制限（3）商品券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

5 加盟店舗の責務等

- (1) 加盟店舗であることが明確になるよう、ポスター等を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 決済時には、確実に決済が完了していることをご確認ください。
- (3) 加盟店舗自らの事業上の取引（事業用資産の購入や商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (4) 福岡県暴力団排除条例及び糸島市暴力団排除条例を遵守してください。

6 決済方法（キャッシュレス対応）

店頭にて提示してもらった二次元コードをお客様のスマートフォンのカメラで読み取ってもらいます。加盟店舗で端末などの用意は不要です。

7 加盟店舗登録手続について

（1）申請方法

① 令和7年度に加盟店舗登録されている場合

引き続き加盟店舗として登録するため、手続きは不要です。

住所や電話番号等の登録内容を変更する場合は、「加盟店舗登録・変更申請書」に変更したい項目のみ記入し、本会あて申請（FAX・メール・持参）してください。

また、加盟店舗登録を辞退する場合は本会あてご連絡ください。

② 新規に加盟店舗登録する場合

この「募集要領」に同意のうえ、「加盟店舗登録・変更申請書」に必要事項を記入し、下記の提出先へ郵送、FAXまたは持参してください。糸島市商工会ホームページの入力フォームからも登録できます。 ※登録手数料は不要

（2）申請書の提出先

糸島市商工会 福岡県糸島市前原北1丁目1-1 FAX：092-322-1113

※FAXの場合は、裏面もご提出ください。

※メールアドレスもご記載ください。（必須）

（3）申請期間

一次受付：令和8年3月5日から令和8年3月25日

- ・加盟店として、4月1日より特設ウェブサイトに情報を掲載します。
- ・5月1日から使用できます。

二次受付：令和8年4月1日から令和8年9月30日

- ・原則毎月15日締めの翌月1日に加盟店として登録され情報掲載します。
- ・登録された日から使用できます。

（4）申請後の審査

申請のあった事業者は、糸島市商工会が審査し、後日結果をメールで通知します。

（5）その他

- ① 糸島市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書が必要です。
- ② 複数の店舗が含まれる大型商業施設等は、テナントごとに申請が必要です。
- ③ 決済に必要なもの（二次元コード等）は郵送により配布いたします。

8 換金について

（1）換金方法及び入金までの日数

毎月5日、10日、15日、20日、25日、末日の0時を締日とし、全加盟店舗共通券と中小加盟店舗専用券の合計未換金額が1万円以上の場合又は月末に未換金額が1円以上ある場合は、原則3営業日後に指定された口座へ振り込みます。

（2）換金対象

使用期間（令和8年5月1日から令和8年10月31日）に使用された電子商品券

（3）換金手数料

- ・商工会員は不要
- ・非会員（大型加盟店舗）：換金額の2%（1円未満は切り捨て）

- ・非会員（中小加盟店舗）：換金額の1%（1円未満は切り捨て）
※非会員は、換金額から換金手数料を差し引きます。
※非会員から会員となる場合は、換金手数料の反映に日を要する場合があります。

9 加盟店舗登録の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店舗の登録を取り消す場合があります。登録の取り消しに伴う店舗の損失については、糸島市商工会は一切補償しません。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

10 その他留意事項

「募集要領」に記載されていない事項は、糸島市商工会へお問い合わせください。

<申込先及び問い合わせ先>

申込先・問い合わせ先：糸島市商工会 電話 092-322-3535